

別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項、第 8 項、第 10 項又は第 11 項《事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同条第 8 項又は第 11 項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項及び第 10 項の規定の適用可否」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項又は第 10 項の規定の適用を受ける場合において、別表六(七)「8」、「13」又は「16」の要件のいずれかに該当するときに「可」と記載します。
- 3 「単価 3」の欄は、次に掲げる措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項に規定する産業競争力基盤強化商品の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項第 1 号に規定する基準演算半導体 1 万 6,000 円
 - (2) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 4 項第 1 号《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》に掲げる特定演算半導体 1 万 3,000 円
 - (3) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 4 項第 2 号に掲げる特定演算半導体 1 万 1,000 円
 - (4) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 4 項第 3 号に掲げる特定演算半導体 7,000 円
 - (5) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項第 2 号に規定する基準半導体 4,000 円
 - (6) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 5 項第 1 号に掲げるパワー半導体等 6,000 円
 - (7) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 5 項第 2 号に掲げるパワー半導体等 2 万 9,000 円
 - (8) 措置法令第 27 条の 12 の 7 第 5 項第 3 号に掲げるパワー半導体等 1 万 8,000 円
 - (9) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 10 項第 1 号に掲げる自動車 20 万円（同号に規定する内燃機関を有しないものにあつては、40 万円）
- (10) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 10 項第 2 号に掲げる鉄鋼 2 万円
- (11) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 10 項第 3 号に掲げる基礎化学品 5 万円
- (12) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 10 項第 4 号に掲げる燃料 30 円
- 4 「販売数 4」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項各号及び第 10 項各号に規定する証明がされた数の合計を記載します。
- 5 「調整後販売数 5」の欄は、「販売数 4」の数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を記載します。
 - (1) 措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項に規定する半導体生産用資産又は同条第 10 項に規定する特定商品生産用資産を事業の用に供した日（以下 5 において「供用日」といいます。）から供用日以後 7 年を経過する日までの期間 100 分の 100
 - (2) 供用日以後 7 年を経過する日の翌日から供用日以後 8 年を経過する日までの期間 100 分の 75
 - (3) 供用日以後 8 年を経過する日の翌日から供用日以後 9 年を経過する日までの期間 100 分の 50
 - (4) 供用日以後 9 年を経過する日の翌日以後の期間 100 分の 25
- 6 「既控除対象額 10」の欄は、措置法令第 27 条の 12 の 7 第 6 項第 2 号又は第 8 項第 2 号に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載します。
- 7 「翌期繰越額 37」及び「翌期繰越額 40」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。